伊ジ協公告第　　１　 号

　伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

　　平成２６年９月１６日

伊豆半島ジオパーク推進協議会　会長　佃　　弘　巳

１　業務名　　伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務

２　業務概要　　「伊豆半島ジオパーク中央拠点施設活用手法調査検討業務プロポーザル実施要項」のとおり

３　履行期間　　平成２６年１０月（契約日）から平成２７年３月２０日まで

４　契約上限額　　１０,０００千円（消費税及び地方消費税並びに許認可手数料等を含む。）

５　参加資格要件

　　　プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出日現在において次の全ての要件を満たすものとする。

　　　なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

　　ア　平成２１年４月以降に自然史系の博物館やビジターセンター等の設計業務の実績があること。

　　イ　平成２１年４月以降に５００㎡以上の展示面積を持つ文化施設の展示設計の実績があること。

　　ウ　伊東市及び伊豆市建設工事等参加資格において建設コンサルタント業務の登録がされている者で、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定の基づく一級建築士事務所に登録されているものであること。

　　エ　伊東市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成９年伊東市告示第１８号）及び伊豆市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成１６年伊豆市告示第１８６号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

　　オ　伊東市暴力団排除条例（平成２４年伊東市条例第１９号）第２条第１号から第３号及び伊豆市暴力団排除条例（平成２４年伊豆市条例第２号）第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。

　　カ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

　　キ　本店所在地において市区町村税の滞納がないこと。

　　ク　本推進協議会事務局が指定する打合せ等に常時参加できること。

６　参加申込書の提出

　　提出期限　　平成２６年９月２５日（木）午後５時必着

　　提出方法　　持参又は郵送により事務局まで提出のこと。

７　実施要項その他資料等の交付

　　伊豆半島ジオパーク推進協議会ホームページ<http://izugeopark.org/>からのダウンロードとする。

８　審査方法

　　学識経験者、行政関係者等からなる選定委員会を設置し、実施する。

９　事務局

　　伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局

　　〒４１４－８５５５　　伊東市大原二丁目１番１号

　　TEL ０５５７－３２－１７８４　　FAX ０５５７－３８－２８６７

　　e-mail [info@izugeopark.org](mailto:info@izugeopark.org)